

◎ 関税及び貿易に関する一般協定へのコロンビアの暫定的  
加入に関する宣言の有効期間を延長する第三調書

(略称) G A T T へのコロンビアの暫定的加入宣言の有

効期間延長第三調書

昭和五十五年十一月十日 ジュネーヴで作成  
昭和五十五年十二月二十六日 受諾の閣議決定  
昭和五十五年十二月二十六日 受諾(署名)  
昭和五十五年十二月二十六日 我が国について効力発生  
昭和五十六年三月九日 告示  
(外務省告示第八四号)

| 目次              | ページ  |
|-----------------|------|
| 前文              | 一六二三 |
| 1 宣言の有効期間延長     | 一六二三 |
| 2 寄託、開放及び効力発生   | 一六二三 |
| 3 認証謄本の送付及び受諾通告 | 一六二三 |
| 末文              | 一六二四 |

(訳文)

関税及び貿易に関する一般協定へのコロンビアの暫定的加入に関する宣言の有効期間を延長する第三調書

関税及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」という。）へのコロンビアの暫定的加入に関する千九百七十五年七月二十三日の宣言（以下「宣言」という。）の当事国は、

宣言 4 の規定に従つて行動して、

次のとおり協定する。

1 宣言の有効期間は、4 に規定する日付を「千九百八十一年十二月三十一日」に改めることによつて延長される。

2 この調書は、一般協定の締約国団の事務局長に寄託する。この調書は、コロンビア及び宣言の参加国政府により署名その他によつて受諾されるため開放しておく。この調書は、コロンビア政府及びいずれかの参加国政府がこれを受諾した後直ちにこれらの政府の間で効力を生ずる。

3 事務局長は、コロンビア政府及び一般協定の各締約国に対し、この調書の認証謄本を送付し、また、この調書の各受諾を通告する。

認証謄本の送付及び受諾の通知

宣言の有効期間延長

寄託、開放及び効力発生

THIRD PROCES-VERBAL EXTENDING  
THE DECLARATION ON THE PROVISIONAL ACCESSION  
OF COLOMBIA TO THE GENERAL AGREEMENT ON  
TARIFFS AND TRADE

The parties to the Declaration of 23 July 1975 on the Provisional Accession of Colombia to the General Agreement on Tariffs and Trade (hereinafter referred to as "the Declaration" and "the General Agreement", respectively),

ACTING pursuant to paragraph 4 of the Declaration,

AGREE that

1. The validity of the Declaration is extended by changing the date in paragraph 4 to "31 December 1981".

2. This Procès-Verbal shall be deposited with the Director-General to the CONTRACTING PARTIES to the General Agreement. It shall be open for acceptance, by signature or otherwise, by Colombia and by the participating governments. It shall become effective between the Government of Colombia and any participating government as soon as it shall have been accepted by the Government of Colombia and such government.

3. The Director-General shall furnish a certified copy of this Procès-Verbal and a notification of each acceptance thereof to the Government of Colombia and to each contracting Party to the General Agreement.

G A T T へのコロンビアの暫定的加入宣言の有効期間延長第三調書

千九百八十年十一月十日にジュネーヴで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

DONE at Geneva this tenth day of November one thousand nine hundred and eighty in a single copy in the English, French and Spanish languages, each text being authentic.

(参考)

コロンビアは、ガットへの暫定的加入に関する宣言に基づいてガットの暫定的加入国としての地位を有し、我が国との間にも同宣言に基づく暫定的ガット関係を有してきた。右宣言の有効期間は昭和五十五年末までとなっているが、同国は、まだ正式にガットに加入する準備ができていないので、前記の宣言の有効期間を更に二年間延長するためにこの調書は作成された。